

ボーイスカウト蓮田第3団育成会会則

平成16年1月17日

(名称)

第1条 本会は、ボーイスカウト蓮田第3団育成会と称する。

(目的)

第2条 本会は、ボーイスカウト蓮田第3団（以下「当団」という。）のスカウト活動を精神面及び経済面より支援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の構成員は、次の各号に掲げる2種類とする。

(1) 正会員

- ① 当団に属するスカウトの保護者
- ② 当団に属する団指導者及び隊指導者（以下「指導者」という。）
- ③ 次号に定める賛助会員中、本会の目的に強く賛同し、総会において承認を得た個人

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人、法人及び任意団体とする。

(役員等)

第4条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。なお、事務局長は、団委員長兼任とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 2名以内
- (6) 監事 若干名

2 本会に、必要に応じて総会の承認を得て、名誉顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第5条 役員等の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代理する。
- (3) 事務局長は、本会の事務全般を担当する。また、会長及び副会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (4) 理事は、本会の業務の推進にあたり、総会等における議事を要点筆記する。

(5) 会計は、事務局長の補助者として、本会の会計事務を担当する。

(6) 監事は、本会の会計を監査する。

2 名誉顧問は、会長の諮問に答えるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、正会員から選出し、総会で選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、選任された総会から翌々年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の議決を行う機関として、総会をもつ。また、必要に応じて役員会をもつことができる。

(総会)

第9条 総会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。なお、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則等の改廃

(2) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算

(3) 役員選任及び解任

(4) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

6 議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

(役員会)

第10条 役員会は、第4条第1項に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項及び本会運営に関する事項などについて審議する。

3 役員会の議長は、会長が務める。

4 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。

5 議事は、出席役員過半数をもって決する。

(部会)

第11条 本会には、特別な事業を実施するために必要に応じて部会をもつことができる
(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
(収入)

第13条 本会の会計収入は、次のとおりとする。

- (1) 育成会費
- (2) 賛助会費
- (3) 入団費
- (4) 隊費
- (5) 登録諸費
 - ① 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日連」という。）登録費又はそなえよつねに共済掛金。
 - ② 日本ボーイスカウト埼玉県連盟分担金
 - ③ ボーイスカウト埼玉県連盟東埼玉地区分担金
 - ④ ボーイスカウト機関誌「スカウティング」購読料（以下「購読料」という。）
 - ⑤ スポーツ安全保険掛金（以下「保険掛金」という。）
- (6) 助成金、補助金、寄付金
- (7) 預貯金利子
- (8) 雑収入
- (9) 特別事業等基金繰入金

(会費)

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 育成会費

正会員1家庭あたり年間12,000円とする。ただし、会計年度の途中において入団した場合は次の表により、年度の途中で退団した場合は、返却しない。

入 団 日	育 成 会 費
4月から6月まで	12,000円
7月から9月まで	9,000円
10月から12月まで	6,000円
翌年1月から3月まで	3,000円

- (2) 賛助会費

年間5,000円を1口とし、1口以上とする。

(入団費)

第15条 スカウトの入団費は、入団時一人につき4,000円とする。

(隊費)

第16条 スカウトの隊費は、次のとおりとし、隊で定める額とする。なお、必要に応じ行事毎に参加費を定めることができる。

- (1) ビーバー隊 月額1,000円以内
- (2) カブ隊 月額1,000円以内
- (3) ボーイ隊 月額1,000円以内
- (4) ベンチャー隊 年額5,000円以内
- (5) ローバー隊 活動に応じ必要とする費用

(登録諸費)

第17条 スカウト等の登録諸費は、各関係団体が定める個人ごとの実費費用を負担することとし、団又は隊毎に登録諸費が発生する場合は、当会の収入を充てることとする。なお、指導者は、日連登録費を負担しないこととする。

(支出)

第18条 本会の会計支出の特記は、次のとおりとする。

- (1) 弔事及び見舞金等に関する儀礼
 - ① 当団関係者が死亡した場合は、次による
 - ア スカウト及び指導者等 10,000円の香華料等
 - イ スカウトの保護者 5,000円の香華料等
 - ② 当団に関係の深い当団以外のスカウト及び指導者が死亡した場合の香華料等は、前号を参考に、会長が決める額
 - ③ 当団関係者がスカウト活動中に発病又は負傷し入院した場合、5,000円の見舞金等
- (2) 旅費等
団及び隊活動に関わる指導者の旅費等は、当会の収入又は隊の収入からその費用の全部又は一部を補助することができる。
- (3) 講習会及び研修所等の参加費
団活動として参加する講習会及び研修所等の参加費は、全額当会の収入を充てることとする。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、団委員長宅に置く。

(書面審議)

第20条 会長が特段の事由があると認める場合、総会及び役員会について書面（電磁的記録を含む。）により審議し、決定することができる。なお、決定する場合の出席要件及び議決要件は、各々の規定による。

（その他）

第21条 この会則に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成16年1月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。